

高岡市公用車売却条件付一般競争入札説明書

1 入札物件

消防広報車1台（車両の詳細については別紙参照）

物件番号	車名	初年度登録年月	走行距離 (令和7年8月28日現在)
1	ニッサン E-EU14	平成8年3月	40,971km

※走行距離については、保管場所内での移動に伴い、変更が生じる可能性があります。

2 最低売却価格

30,000円より(消費税及び地方消費税を含まない。)

3 競争入札に参加することができる者の資格条件

次の事項に該当する者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び被破産者で復権を得ていない者）に該当する者
- (2) 高岡市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止期間中の者
- (3) 市民税、固定資産税、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 高岡市物品購入等競争入札参加資格者選定要綱第8条の規定により入札参加資格を取り消され、2年を経過しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（以下「更生手続」という。）開始の申立てがなされている者若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「再生手続」という。）開始の申立てがなされている者又は更生手続の開始の決定を受けた者若しくは再生手続の開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格の認定を受けていない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者として高岡市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第6号）第3条で定める者

4 売却条件

- (1) 落札者は、落札決定後7日以内（土日除く。）に、高岡市と売買契約を締結してください。
- (2) 落札者は、契約締結後7日以内に売買代金をお支払いください。（支払いは、高岡市が発行する納入通知書により、指定金融機関等に納入する方法又は指定口座への振込をする方法のいずれかで行ってください。）
- (3) 名義変更手続きに必要な書類は、売買代金納入確認後に落札者に交付しますので、交付

後7日以内に運輸局へ落札者自ら申請を行ってください。その際にかかる費用の一切は落札者の負担となります。

- (4) 売買物品の引渡しは、原則として名義変更を確認した後に行います。
- (5) 車両引き渡し後、車体の文字表示「高岡市消防本部」を削除してください。削除後、削除したことが分かる資料（写真等）を提出してください。その際にかかる費用の一切は落札者の負担となります。
- (6) 引渡し方法については、現保管場所での現状引渡しとします。その際にかかる費用の一切は落札者の負担となります。
- (7) 引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

5 売買物品の見学会の時期及び場所

- (1) 日時 令和7年10月29日(水) 午後1時30分から

見学会の参加には事前予約を要します。参加を希望する場合は、下記の問合先にご連絡ください。なお、緊急時の出動等により、やむを得ず応対ができない可能性があることをご了承ください。

○見学に関する問合先

高岡市消防本部総務課

TEL 0766-22-2266 (内線217)

- (2) 場所 高岡市京田669番地1 高岡消防署南部出張所

※参加の義務はありませんが、入札された方は現品を確認したものとします。

6 入札参加申込書の提出方法、期間及び提出書類一覧

- (1) 受付期間 令和7年10月22日(水)から令和7年11月5日(水)まで
午前8時30分から午後5時まで(土日祝は除く。)

- (2) 提出先

〒933-0057

高岡市広小路5番10号

高岡市消防本部 総務課

- (3) 申込方法

申込書の提出は、上記提出先に直接持参、又は郵送にて行ってください。電子メールやFAXでの申込みは受付できません。

なお、期間内に入札参加申込書を提出しない方、又は入札参加資格がないと認められた方は、この競争入札に参加することはできません。

※郵送にて申込書を提出する場合には、令和7年11月5日(水)の消印有効になります。また、郵送によるトラブルを未然に防ぐため、必ず書留郵便にて発送してください。

(4) 提出書類一覧

個人	法人
<p>①入札参加申込書</p> <p>②暴力団等の排除に関する誓約書</p> <p>③身分証明書※の写し (市区町村等が発行したもの)</p> <p>④住所のある自治体の納税証明書※ 又はその写し (直近2年分の市町村税全税目)</p> <p>⑤印鑑登録証明書又はその写し</p> <p>※ ③身分証明書及び④納税証明書⑤印鑑登録証明書は、住所地等の市区町村で発行してもらってください。</p>	<p>①入札参加申込書</p> <p>②暴力団等の排除に関する誓約書</p> <p>③法人登記簿謄本の写し (申請日前3箇月以内のもの)</p> <p>④所在地のある自治体の納税証明書又はその写し (直近2年分の市町村税全税目)</p> <p>※ ④納税証明書は、住所地等の市区町村で発行してもらってください。</p> <p>※ 令和7年度高岡市入札参加資格登録者名簿に登載されている者は上記②から④に掲げる添付書類は不要。</p>

(5) 入札参加資格審査

入札参加申込書の受付後、「3 競争入札に参加することができる者の資格条件」の記載事項に基づき審査を行います。審査の結果、入札参加資格があると認められた場合、「入札参加資格確認通知書」を入札参加者に送付いたします。本通知書は、入札時に必要となります。

7 入札手続き等

(1) 入札方法

入札書は郵送又は直接持参にて提出するものとし、電子メールやFAX等による入札は認めません。

(2) 入札の期間及び場所

ア 期間

令和7年11月13日(木)から令和7年11月26日(水)まで

土日祝は除く。午前8時30分～午後5時00分

イ 場所

高岡市広小路5番10号 高岡市消防本部2階 総務課

※郵送の場合 令和7年11月26日(水)必着とする。

送付の要領については、「8 入札に必要となる書類」をご参照ください。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年11月27日(木)午後2時から

イ 場所 高岡市広小路5番10号 高岡市消防本部 2階会議室

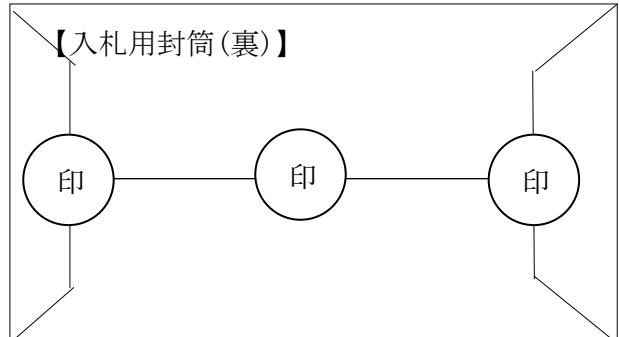
(4) 入札の回数

入札の回数は、1回とします。

- (5) 入札保証金
免除とします。
- (6) 契約保証金
免除とします。

8 入札に必要となる書類

- (1) 入札参加資格確認通知書
- (2) 入札書(必要事項を記載し、押印したもの)
- (3) 入札用封筒((1)及び(2)を中に入れ、封かんしたもの)
※ (1)、(2)の様式は、入札参加資格審査後に有資格者へ郵送します。
※ 郵送の場合は、封かんした(3)の封筒を、郵送用の外封筒に入れて送付ください。

<p>【入札用封筒(表)】</p> <p>高岡市長 宛 年 月 日</p> <p>入札書在中</p> <p>品名 : 数量 : 台</p> <p>住所 : 事業所名 :</p>	<p>【入札用封筒(裏)】</p> 
--	---

9 入札の注意事項

- (1) 入札参加申込み後にお渡しする様式以外による入札は無効となります。
- (2) 入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、封筒に入れて割印を押した状態で郵送、又は持参し入札してください。
- (3) 入札金額には、消費税及び地方消費税を除く金額を記入してください。
- (4) 入札金額は、入札書に右詰めで算用数字をペン又はボールペンで記入し、金額の頭部に「¥」又は「金」を記入してください。
- (5) 金額を訂正した入札書は無効となりますので新たな用紙に再記入してください。
- (6) 入札書の郵送について
 - ア 一般書留郵便又は簡易書留郵便により、到達期限となる令和7年11月26日(水)までに到達すること。
 - イ 「8 入札に必要となる書類」の(3)において指定した書類(封筒)を郵送用の外封筒に入れ、入札参加者の住所・名称及び氏名を記入して郵送すること。
 - ウ 郵便宛名を次のとおりとすること。

〒933-0057
高岡市広小路5番10号
高岡市消防本部 総務課宛

(7) 理由の如何に関わらず、提出した入札書の書替え、引替え又は撤回はできませんのでご注意ください。

10 開札及び落札者の決定

(1) 開札

開札は、令和7年11月27日(木)午後2時に入札者の面前で行います。入札者が立ち会わない時は、当該入札に関係のない職員が立ち会うものとします。

(2) 落札者の決定

最低売却価格以上で有効な入札を行った方のうち、最高価格で入札した方を落札者とします。落札者となるべき同価の入札者が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。ただし、当該入札者のうちくじを引くことができない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定します。

(3) 開札結果

開札の結果は高岡市ホームページに掲載します。(入札者名、入札金額を公表する。)

11 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は、無効となります。なお、入札の期日に入札書が到達しなかった者は、入札を棄権したものとみなします。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札

(3) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札

(4) 必要な記載事項を確認できない入札

(5) 明らかに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札

(6) 最低売却価格より低い入札

(7) 前各号に掲げるもののほか、本市ホームページに掲載する入札心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

12 契約の締結

落札者は、落札決定通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(土日を除く。)に、高岡市の用意した売買契約書により契約を締結していただきます。

契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額(1円未満の端数が発生する場合はこれを切り捨てる。)とします。

なお、売買代金は、契約締結後7日以内にその全額を、高岡市が発行する納入通知書により、高岡市の指定する金融機関等に納付、又は高岡市の指定する口座に振込していただくこととなります。

13 売買物品の引渡し

売買代金の納入が確認された後、譲渡証明書等の名義変更に必要な書類をお渡ししますの

で、書類を受け取った日から起算して7日以内に運輸局へ落札者自ら申請を行ってください。

名義変更の終了が確認されしだい、現保管場所での現状引渡しとなりますので、登録識別情報等通知書または自動車検査証の写しを提出してください。

14 その他の注意事項

売買物品については、現状のままで引き渡しますので、入札される方は売買物品の見学を行い、ご確認をお願いします。